

ひとり親家庭に対する 家庭生活支援員になりませんか！

●ひとり親家庭に対するサポートを行う家庭生活支援員（有償ボランティア）です。

- ・ひとり親家庭（母子、父子、寡婦世帯）が病気や仕事、介護等の理由により、子育てや家事が困難な場合に一時的にサポートを行っていただきます。

●支援の内容と場所

<子育て支援> ・子どもの預かり、保育 ※主に家庭生活支援員の自宅

<生活援助> ・利用者在宅時の食事や身の回りの世話・住居の掃除・生活必需品等の買物 ※利用者の自宅

●登録要件

- ・支援員として登録するには、資格等、一定の要件があります。

<子育て支援> ・保育士、浜松市ファミリー・サポート・センターのまかせて・どっちも会員（現役）、静岡県家庭生活員養成研修修了

<生活援助> ・ホームヘルパー、介護職員初任者研修修了、介護福祉士、看護師、保健師、静岡県家庭生活員養成研修修了

●家庭生活員の手当

子育て支援(1時間あたり)		生活援助(1時間あたり)	
居宅内(昼間)	900	昼間	1,860
居宅内(早朝・夜間)	1,120	早朝・夜間	2,320
居宅外の適切な場所	1,350		

※支援の時間は、午前7時～午後9時までの間です。

昼間：午前9時～午後6時

早朝：午前7時～午前9時、夜間：午後6時～午後9時

※子育て支援で、2人以上の子どもの保育を利用した場合、2人目以降の子どもは子ども1人の場合の負担額に0.5を乗じた額が加算されます。

●支援の流れ

- ①各区役所社会福祉課で登録
- ②委託団体（ぴっぴ）から支援を依頼
- ③（依頼を引き受けたら）事前打ち合わせ（お子さんを含め、30分程度話します。）
- ④支援を実施
- ⑤支援当日、利用者から利用料を受取る。
- ⑤当月内の支援内容をまとめ、報告書をぴっぴに提出
- ⑥翌月末日予定で手当を浜松市から受領

●登録の持ち物

- ①写真（縦3cm×横2.4cm）1枚
- ②口座番号のわかるもの
- ③認印
- ④ひとり親家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員登録申請書
- ⑤資格等を証明する書類の写し

★この事業についての詳細は ★家庭生活支援員の詳細は

こちらをご覧ください



こちらをご覧ください



●問合せ・申し込み先

<登録申込先> 各区役所社会福祉課

中区 社会福祉課 電話 053-457-2035	東区 社会福祉課 電話 053-424-0175	西区 社会福祉課 電話 053-597-1157	南区 社会福祉課 電話 053-425-1463
北区 社会福祉課 電話 053-523-2893	浜北区 社会福祉課 電話 053-585-1121	天竜区 社会福祉課 電話 053-922-0023	

<支援問合せ先> 認定NPO法人はままつ子育てネットワークぴっぴ 日常生活支援担当 電話 053-457-3420

